

令和3年1月21日

各小中学校長 様

那覇市教育委員会
市民スポーツ課長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う夜間の学校体育施設開放事業の中止について
(再通知)

平素より、当課の事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県の「緊急事態宣言」発出を受け、令和3年1月20日付け「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校体育施設開放事業の中止について」にて通知を行いましたが、一部内容に変更があるため、下記のとおり再通知いたします。

記

【学校体育施設開放事業（夜間一般利用）中止期間】
令和3年1月23日（土）～令和3年2月7日（日）

※夜間の一般利用団体は上記の期間、活動中止となります。

※2月8日以降については、感染状況や県の動向等を踏まえ、改めて通知します。

※【学校体育施設開放事業の運営委員会の開催について】

学校体育施設開放事業では、管理指導員が月に1回、約30分～1時間程度、各利用団体の代表者のみを招集し、翌月の利用料金の納付書の発行(申請書記入や以前の休み分の料金の振替調整等も含む)を行います。管理指導員が運営委員会の開催無しでは利用料金の調整が難しいと判断された場合は開放中止期間中でも例外的に開催を認めています。

開催する場合は、

- ・「感染対策をしっかりと行うこと」
- ・「利用料金の調整が終わった団体から速やかに退館してもらうこと」
- ・「可能な限り短い時間で行うこと」

上記の三点を管理指導員へも連絡しておりますので、運営委員会の際の施設利用について、ご配慮頂きますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

那覇市教育委員会

市民スポーツ課 学校体育施設開放事業担当：高良（内線：2601）